

事業主のみなさまへ

～消防本部予防課へ事前に相談を～

このような場合は、予防課に
相談してください。



- ・建物を増築・改築したい。
- ・建物の使用目的を変更したい。
- ・建物と建物を接続したい。‥など



消防法令により、新たな消防用設備等の
設置が必要となる場合があります。



～予防課に事前相談が必要な場合の例～

例1:増築する

建物



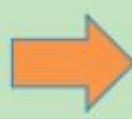
建物

増築

例2:建物を接続する

A棟

B棟



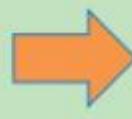
A棟

接続

B棟

例3:建物内に増床する

建物



建物

増床

例4:建物の使用目的を変更する

倉庫



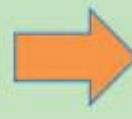
物品販売店

例5:階の使用目的を変更する

事務所

事務所

物品販売店



飲食店

診療所

物品販売店

注意

消防法令に違反している場合は、公表制度により、
ホームページに公表される場合があります。

